

協同農業普及事業の実施に関する方針

令和3年3月

愛媛県

目 次

はじめに

第1 重点的に取り組む普及指導活動の方向

- 1 流通・販売を見据えた産地化推進
 - (1) 競争力のある個性的産地の育成
 - (2) 産地を支える生産者の経営安定
 - (3) 新技術等の実証・普及
 - (4) 環境保全型農業の推進、食の安全・安心の確保
- 2 地域農業を支える多様な担い手の確保・育成
 - (1) 新規就農者の確保・定着
 - (2) 意欲ある農業者の育成
 - (3) 集落営農の推進
 - (4) 女性の活躍促進
 - (5) 農業大学校等における実践的研修教育の推進
- 3 地域特性を活かした魅力ある農村地域の創造
 - (1) 持続的な地域農業の機能強化
 - (2) 農村振興に向けた取組支援

第2 頼られる普及組織の確立に向けた活動体制

- 1 地域農業育成室（農業指導班）
- 2 産地戦略推進室
- 3 農業大学校
- 4 農業革新支援センター
- 5 普及指導員の計画的な確保

第3 地域農業をリードする普及指導員の資質向上

- 1 人材育成方針
- 2 資質向上を図るべき項目
- 3 普及指導員の研修
 - (1) 新任期普及職員研修
 - (2) 経験年数に応じた階層別研修
 - (3) 普及指導員の調査研究活動
 - (4) その他

第4 普及指導活動の効率的かつ効果的な実施

- (1) 農業者に対する支援の充実・強化
- (2) 先進的な農業者等とのパートナーシップの構築
- (3) 技術を核とした地域に密着した活動の強化
- (4) 地域農業の活性化に向けた民間活力の活用促進
- (5) 地域農業育成室と産地戦略推進室の一体的活動の推進
- (6) 普及指導計画の策定
- (7) 普及指導活動の評価
- (8) 普及組織及び農業革新支援センターの運営
- (9) 試験研究、普及指導及び研修教育の一体的な取組の充実強化
- (10) 研修教育の充実強化
- (11) 都道府県間及び他産業指導機関との連携

第5 普及指導活動の成果の情報発信に向けた取組

第6 その他協同農業普及事業の実施に関する事項

- 1 関係機関が行う農業教育への協力
- 2 普及指導員等 OB 職員の活用
- 3 国との連携

はじめに

協同農業普及事業は、農業改良助長法に基づき、愛媛県が農林水産省と協同して専門の職員として普及指導員を置き、主体的に農業経営及び農村生活の改善に取り組む農業者の育成を図りながら、時代の変化に合わせて農業・農村の振興に大きな役割を果たしてきた。

本県の農業・農村は、多面的機能を有するものの、担い手の減少や高齢化、鳥獣被害の深刻化、荒廃農地の拡大のほか、平成30年7月豪雨災害で被害を受けた樹園地の早期営農再開など様々な課題を抱えるなど、農業・農村の基本的な機能の低下が懸念される状況にある。さらに、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取組、新型コロナウイルス感染症に対応した「新たな生活様式」中での普及指導活動の展開を模索しながら、農業・農村の持続的な発展を図る必要がある。

これらの課題に的確に対応するため、直接農業者に接して支援を行う普及指導員は、高度な専門技術・知識によって支援等を行うスペシャリスト機能と連携構築や合意形成促進を行うコーディネート機能を発揮しながら、普及組織の総合力の強化とともに普及職員個々の能力を高め、地域に密着した普及指導活動を実施する。また、普及指導活動を効率的かつ効果的に実施するため、地域の実態を把握し、地域の将来あるべき姿（ビジョン）を示しながら、その目標達成に向けて普及組織が主体的かつ能動的な活動を展開する。

以上のことを踏まえ、令和2年8月に国が定めた「協同農業普及事業の運営に関する指針」（以下「運営指針」という。）に基づき、本県における協同農業普及事業の実施に関する基本的な考え方を示すものとして「愛媛県協同農業普及事業の実施に関する方針」（以下、「実施方針」という。）を次のとおり定める。

第1 重点的に取り組む普及指導活動の方向

県では、本県農業の持続的な発展や次世代への継承に向け、“儲かる農業”や“出口戦略”を強く意識した普及指導活動を行いながら、農業現場のニーズと方向性を的確にとらえ、農業者・関係機関・行政等が一丸となり、「産地づくりビジョン」、「地域戦略ビジョン」の目標達成に向けた活動に取り組む。

「産地づくりビジョン」は、新たな産地づくりや既存産地の再編を強力に推進するため、今後、地域の核となり地域を支える品目を「戦略品目」として選定するとともに将来ビジョンを策定し、出口となる流通・販売を的確に見据えた普及指導活動に取り組む。

また、「地域戦略ビジョン」は、地域農業を活性化させるための担い手対策、生産基盤対策、鳥獣害対策等の重要性の高い項目について策定し、各地域の産地づくりのベースとなる普及指導活動に取り組む。

なお、「産地づくりビジョン」及び「地域戦略ビジョン」は、効率的かつ効果的な普及指導活動を実施するため、以下に記す必要性かつ緊急性の高い重点推進項目に沿って策定するとともに、国や県の施策を積極的に取り入れ、重点化した普及指導活動を展開する。

1 流通・販売を見据えた産地化推進

新規品目や産地化の初期段階の品目などを対象に、導入に関する集中的な取組を実施したり、地域の基幹品目を対象に新技術を普及するなど、産地づくりを行うとともに、愛のくにえひめ営業本部やブランド戦略課と連携し、消費者、販売店のバイヤー、市場関係者等の需要動向を把握しつつ、生産から流通・販売までの一貫した指導・支援に努め、新たな産地の創造や既存産地の再編強化に向けた取組を重点的に進める。

【具体的な取組内容】

(1) 競争力のある個性的産地の育成

- ・地域の核となる新規品目の発掘及び導入推進
- ・新品種・新技術等の導入・普及推進
- ・革新的技術の導入・確立
- ・県育成品種の産地化促進
- ・魅力ある「愛媛ブランド」の需要創出
- ・新たな需要形態の創造及び販路開拓支援
- ・加工業務用需要への対応強化
- ・知的財産権・機能性表示・地理的表示の戦略的活用推進

(2) 産地を支える生産者の経営安定

- ・戦略品目の生産振興及び技術・経営指導
- ・農商工連携及び6次産業化の推進
- ・経営所得安定対策に係る戦略作物等の生産拡大及び生産性・品質向上支援
- ・気候変動に対応した安定生産技術の普及推進
- ・耕畜連携の推進（水田フル活用等）

(3) 新技術等の実証・普及

- ・試験研究機関等開発技術の実証展示
- ・農業者の新技術の習得・技術の向上支援

(4) 環境保全型農業の推進、食の安全・安心の確保

- ・有機農業、環境保全型農業の推進
- ・エコえひめ農産物、エコファーマーの拡大支援
- ・エコえひめ農産物の栽培技術の普及推進
- ・GAP(農業生産工程管理)やトレーサビリティ(生産履歴の追跡)システムの導入推進
- ・総合的病害虫・雑草管理(I PM)の導入推進

2 地域農業を支える多様な担い手の確保・育成

農業生産や農地保全等、地域農業の振興を推進するためには、多様な担い手の確保・育成が緊急かつ重要なテーマとなっており、新規就農者、認定農業者等意欲ある農業者、企業の農業参入等による多様な地域農業を担う人材の確保とともに、経営能力や農業所得の向上支援及び農村女性の活躍促進等、担い手や地域の実情に応じたきめ細かな普及指導活動を展開する。

【具体的な取組内容】

(1) 新規就農者の確保・定着

- ・農家子弟や学生等に対する就農啓発及び就農支援制度の周知
- ・県内外における就農相談及び受入れにかかる体制整備(I・J・Uターン等)
- ・他産業退職者、NPO、市民団体等多様な担い手の就農支援等
- ・農業法人等への就職支援
- ・企業の農業参入支援
- ・農業大学校・農業高校等との連携
- ・新規就農者の定着に向けた重点的な支援

(2) 意欲ある農業者の育成

- ・認定農業者への誘導、経営改善計画の策定支援
- ・意欲ある農業者の法人化及び経営承継支援
- ・スマート農業導入による栽培技術や経営管理の効率化支援

(3) 集落営農の推進

- ・集落営農組織の育成、法人化推進
- ・農作業受託・農作業ヘルパー組織の育成及び活動拡大支援
- ・集落営農組織の経営多角化による安定的発展支援

(4) 女性の活躍促進

- ・地域農業の方針決定過程への女性参画の推進
- ・女性が活躍できる環境づくりと意識改革(技術・経営管理能力の向上支援、家族経営協定の推進、女性認定農業者の確保等)

(5) 農業大学校等における実践的研修教育の推進

- ・就農啓発及び就農に必要な技術・経営にかかる実践的教育の推進

- ・地域農業リーダー及びグローバルかつ企業的感觉を持った農業経営者の育成
- ・社会人等多様な人材に対する研修の実施
- ・農業の担い手を確保・育成するための関係機関との連携強化
- ・教育内容の充実強化を進め、そのための施設・設備等の整備推進

3 地域特性を活かした魅力ある農村地域の創造

持続的な農業生産を可能にするため地域の実情に合わせて荒廃農地対策や生産基盤の整備、鳥獣被害対策等に積極的に取り組むとともに、関係機関や他産業と連携・協働して安定した地域営農システムの構築を目指す。

また、地域資源の保全・有効活用、都市住民との交流促進支援等により、地域の特性を活かした農業・農村の維持発展及び自然環境の保全等多面的機能の発揮を進め、魅力ある農村地域の創造を図る。

【具体的な取組内容】

(1) 持続的な地域農業の機能強化

- ・広域的な体制整備に向けた関係機関との連携強化（JA出資型法人、NPO法人等）
- ・農地中間管理機構との連携強化
- ・鳥獣被害対策の推進
- ・荒廃農地対策及び農地の有効利用推進
- ・地域の特色を活かした援農支援システムの構築支援
- ・雇用労働力の確保支援・農福連携推進
- ・人・農地プランの実質化及び実行等に対する支援
- ・次世代型農業支援サービスの活用促進
- ・自然災害への対応強化

(2) 農村振興に向けた取組支援

- ・地産地消及び地域資源の活用推進
- ・地域特産品や新規作物の生産拡大推進
- ・水田等農地の多面的機能の維持・保全・活用推進
- ・都市と農村の交流促進（観光・集落間連携）
- ・食育活動の推進

第2 頼られる普及組織の確立に向けた活動体制

普及指導員の配置については、本県農業の振興方向や普及指導活動の重点推進項目を踏まえ、農業者の多様なニーズや地域農業の課題に的確に対応できるよう、試験研究機関、農業大学校等との連携強化を図るとともに、組織・体制の役割分担を明確にし、適切な人員総数を確保した上で各普及指導員の在任期間や専門分野を考慮した人員配置に努める。

併せて、「産地づくりビジョン」や「地域戦略ビジョン」の実現に向け両室の関係職員で構成するプロジェクトチームを設置するなど、実効性のある活動体制を整え普及組織が主体となつ

た普及指導活動を展開するとともに、消費者、販売店のバイヤー、市場関係者等の需要動向を見据えた生産から販売までの一貫した普及指導活動が可能となる体制とする。

1 地域農業育成室（農業指導班）

本県農業を支える多様な担い手の確保育成や魅力ある農村地域の創造等と併せて、地域における栽培品目の生産技術指導を一体的に行う。

2 産地戦略推進室

新たな栽培品目の発掘や既存産地の再編・再興など、地域の特色を活かした品目を対象に、出口を見据えた普及指導活動による産地化を強力に推進する。

3 農業大学校

農業者研修教育施設として設置する農業大学校に、技術力、経営力を備えた意欲ある優れた農業の担い手を確保・育成するため、普及指導員を配置するとともに就農支援の取組等その機能強化に努める。

4 農業革新支援センター

効果的かつ効率的な普及指導活動とその機能強化のため、県庁主務課に、研究・教育・行政等との連携、専門分野ごとにおける普及指導活動の総括、普及指導員の研修・指導等の役割を担う相談窓口（農業革新支援センター）を整備し、農業革新支援専門員（普及指導員）を配置する。

なお、配置された農業革新支援専門員は、先進的な農業者等からの直接または、各普及指導機関を通じた高度かつ専門的な個別相談に対応するとともに、現場における戦略的な普及指導活動を的確にリードする。

5 普及指導員の計画的な確保

普及指導員資格の有資格者を計画的に育成するため、普及指導員資格の未取得者を普及指導機関等へ計画的に配置するとともに、専門的な知識や技術の早期習得を図り、将来に渡り、地域の農業振興をリードする普及指導員の確保・育成に努める。

第3 地域農業をリードする普及指導員の資質向上

普及指導員の世代交代にともない、ベテラン普及指導員が減少し指導力の低下が懸念される中、地域農業の推進に当たり生じる様々な困難や障壁に対応するため、高度な技術・知識を有する実践型普及指導員を緊急かつ計画的に育成することが必要である。

そこで、国が実施する研修制度を効果的に活用するとともに、県段階においては、職場におけるOJT及び調査研究活動等の実施や民間企業が実施するセミナー等への参加を通じ、普及指導員の技術や知識の水準を高め、資質の向上を図る。

また、これらの活動で得られた成果情報について、研修報告や成果発表等を通じ、普及指導員間で情報の共有を図るとともに、引き続き、普及指導員の自主的な資質向上を助長し、意欲ある優秀な人材を確保するため、普及指導手当の適正な運用に努める。

1 人材育成方針

普及事業の推進に必要な能力や機能を継続的に向上させ、中長期的な普及指導員の人材育成と確保及び配置のため、普及指導員の目指すべき人物像や求められる資質、人材育成の方向性や推進体制等について人材育成方針を別に定める。

2 資質向上を図るべき項目

普及指導活動の基本となるコミュニケーション能力、先進的農業者等の高度で多様なニーズに応える深い知識と高い技術力や地域の将来展望を見据えた戦略を立案する能力等の実践的な手法の向上に努める。

また、農業所得の向上につながる農作物の高付加価値化や加工・流通、機能性表示、マーケティング等、6次産業化の推進や経営の多角化にかかる指導能力の向上に努める。

3 普及指導員の研修

(1) 新任期普及職員研修

新規採用後、間もない新任期普及職員について、普及指導員資格の早期取得や、実践的な現場指導力の向上を図るための研修を実施する。

なお、OJT研修では、若手職員のトレーナー等を選任し育成体制を明確にするとともに、職場全体で若手職員の早期育成を図る。また、必要に応じて農業革新支援専門員等が若手職員の育成をサポートできる体制を構築する。

- ・国普及指導員研修派遣（新規採用職員研修等）
- ・県農業大学校派遣研修及び農家体験研修
- ・普及指導員資格取得対策研修
- ・民間等セミナーへの派遣研修
- ・eラーニングによる研修
- ・その他幅広い調査研究活動等
- ・各所属におけるOJT（1～2年目）の推進

(2) 経験年数に応じた階層別研修

経験年数に応じ、次のように設定した各階層別に必要な普及手法や専門技術等の向上を図るため、国及び県段階における研修を人材育成方針により計画的に実施する。

特に普及指導員資格の早期取得及び新任期職員の職場でのOJTはもとより、国への派遣研修や各種研修機会の増加により、実践型普及指導員の養成に努める。

- ① I期【普及指導員の養成】：資格未取得者
- ② II期【基礎指導力の確立】：普及経験概ね3年まで
- ③ III期【専門指導力の確立】：普及活動年数概ね4～10年

④ IV期【総合指導力、企画・管理力の向上】：普及活動年数概ね10年以上

(3) 普及指導員の調査研究活動

普及指導員は、各職場において日常業務と効率的に組み合わせ、現場の課題に応じた実践的な調査研究を実施するとともに、県段階では、専門項目別に設置した調査研究会を中心に、共通する普及活動上の目標達成に向けた手法や知識、技術等について調査研究を行い、ネットワークの形成と成果の共有により普及指導能力の充実強化を図る。

さらには、全国及びブロック段階で開催される調査研究会に参加し、普及指導活動成果の共有や情報収集に努めるとともに研修ニーズの把握に努める。

(4) その他

新任期職員の専門項目等の資質向上について、人員配置と連動した体制の中で計画的な育成計画を実践する。

また、全国及び県段階の研修実施やプロジェクト活動等を通じ、全国的、全県的な広い視野から農政推進ができる農業革新支援専門員を養成する。

第4 普及指導活動の効率的かつ効果的な実施

普及指導活動を効率的かつ効果的に実施するため、普及指導活動の方法に関し、SPDCAサイクルの実践により、以下に掲げる事項に留意する。

(1) 農業者に対する支援の充実・強化

普及指導活動において、ICT技術等の積極的な導入・活用による効率化とともに、農業経営に必要な技術・経営情報に加え、農業者の経営改善につながる補助事業や制度資金等の行政施策の農業者等への情報提供及びこれらの活用支援に努める。さらに、普及指導活動実績等について広く認知されるよう、農業者を始めとする関係者・関係機関等への情報発信を効果的かつ効率的に行うよう努める。

(2) 先進的な農業者等とのパートナーシップの構築

先進的な農業者等を普及指導協力委員に位置付け、その優れた経験や技術の活用等積極的に協力を得ながら、新規就農者の確保・育成や農業者の栽培技術や経営改善など、活力ある地域農業を創造するための取組への参画や、普及指導計画の策定及び評価を行う際には意見を求めること等、パートナーシップの構築のため積極的に働きかける。

また、先進的な農業者等の栽培技術等の先駆的な取組事例を地域モデルとして波及させるなど、普及指導員はその役割を適切に果たすため、先進的農業者とのパートナーシップを構築する。

(3) 技術を核とした地域に密着した活動の強化

県育成品種、高付加価値農産物の普及においては、地域の生産条件や社会的構造、消費動向等を踏まえつつ、普及の本質である技術を核とした中で、農業者や地域の要望に対しては、地域農業マネジメントセンター等を通じ、ともに考え、信頼関係を構築しながら農業者の経営改善や地域農業の担い手育成及び地域づくり、産地づくりを進める。

(4) 地域農業の活性化に向けた民間活力の活用促進

農業経営の法人化・多角化、ICT活用や6次産業化等の課題については、必要に応じて、専門的な知識が必要とされる分野（税務、会計、法律、労務管理、農産加工、知的財産権、マーケティング等）の、より高度な知識や技術を持った民間専門家（税理士、弁理士等）を、農業経営サポートセンターが実施する事業等を活用しながら、多様な関係機関と連携した総合力の発揮により、農業者支援の充実強化を図る。

（5）地域農業育成室と産地戦略推進室の一体的活動の推進

高度化・多様化する地域農業の課題に対応するとともに、生産から販売までの一貫した普及指導活動を展開するため、地域農業育成室と産地戦略推進室が連携して、ビジョンの実現に向けた取組を行う。

特に、「産地づくりビジョン」の推進に当たっては、地域における目標の特性を見極めながら、両室が一体となったプロジェクトチームを設置し、普及が本来有する総合力を活かした活動を展開する。

（6）普及指導計画の策定

普及指導機関は、普及活動を総合的かつ計画的に行うため、実施方針に則し、管内の農業及び農村の発展の将来方向を踏まえ、普及指導計画を策定し普及指導活動を実施する。

普及指導計画には、概ね5年後の産地や地域のあるべき姿の「産地づくりビジョン」と「地域戦略ビジョン」を策定するとともに、その実現に向けた活動プラン、当該年度の活動内容を示し、これに基づき普及指導活動を実施する。

なお、普及指導計画の策定にあたっては、先進的な農業者、農業団体、市町、県関係機関等と十分な連携をとり、関係者の合意が図られるよう配慮する。

（7）普及指導活動の評価

県庁主務課及び普及指導機関の長は、普及指導活動の効果的な推進及び次年度の普及指導計画の適切な策定を図るため、普及指導計画の進捗状況、推進上の問題点及びその対応方法等について、概ね半期ごとに内部評価を実施する。

内部評価では、全てのビジョンの取組内容や自己評価、これからの推進計画などについて報告、点検し、今後の展開方策等を検討する。また、毎年度末には普及が取り組んだ活動実績を整理し、評価するとともに、最終年度にはビジョン実現にかかる総合的な評価を実施する。

また、普及指導活動の体制、普及指導計画におけるビジョンの設定、普及指導活動の過程・達成状況、成果等について、先進的な農業者や関係機関等を含む委員による外部評価を実施し、その評価結果を公表するとともに、次年度以降の普及指導計画に反映させる。

（8）普及組織及び農業革新支援センターの運営

各地区の農業改良普及事業推進協議会等を通じ、関係機関等との連携を強化するとともに、先進的農業者や民間等との情報交換の場を確保し、地域農業について意見交換に努める。

また、農業革新支援センターに配置された農業革新支援専門員は、その役割が適切に果たせるよう、国が実施する農業革新支援センター長会議やネットワーク会議等を有効に活用し、国や都道府県の試験研究機関、大学、企業等との連携を強化するとともに幅広い情報の収集等に努める。

(9) 試験研究、普及指導及び研修教育の一体的な取組の充実強化

新品種や新技術の開発を行う試験研究機関、農業者に対する高度な技術・経営指導を行う普及指導機関、将来の農業の担い手に対する研修教育を行う農業大学校による一体的取組の充実・強化に努める。

また、普及指導活動の高度化に向けて、国立研究開発法人、大学、民間企業等との積極的な連携に努め、特に国及び県が行う研究開発において、より実用性の高い技術開発を支援するため、普及組織が試験設計の企画段階から積極的に参画することにより、現場目線の課題や改善提案を行い、技術開発のブラッシュアップを図る。

(10) 研修教育の充実強化

農業大学校については、講義、実習等を組み合わせた実践的な研修教育を通じて、農業を志す学生をはじめ、多様な農業の担い手の確保・育成を行う中核的な機関として、その研修教育内容の充実強化に努める。

また、試験研究機関及び普及指導員との密接な連携や役割分担の明確化を図りながら、農業の担い手に対し、技術や経営の高度化に関する専門的かつ体系的な教育を行う機関としての機能を果たす。

さらに、普及指導機関や県庁主務課、(公財) えひめ農林漁業振興機構等との役割分担のもと、青年農業者や多様な農業の担い手に対し、効率的な研修教育を行い、就農の前後にかかる継続的な支援とともに、大学や農業高等学校との連携を強化し、在校生に対する就農啓発、農業研修機会の提供や先進的農業者との交流などを通じて、農業に対する関心を引き起こすよう努める。

なお、農業の担い手に対する継続的な支援にあたっては、(公財) えひめ農林漁業振興機構、市町や農業団体等の関係機関、先進的農業者等の協力による支援体制の充実に努める。

(11) 都道府県間及び他産業指導機関との連携

農業振興上の課題は複雑化・多様化する中、鳥獣害や病虫害被害等、県域を越える共通・重点課題について、積極的に都道府県間の連携による普及指導員の技術協力、情報共有を図る。

また、畜産経営体の指導を担う家畜保健衛生所、県産農産品の販路開拓等を担う愛のくにえひめ営業本部等、農業、林業、水産業で共通する課題の解決、農商工連携の推進など、他産業分野との連携が必要な場合については、林業、水産や商工に係る指導機関との連携確保に留意する。

第5 普及指導活動の成果の情報発信に向けた取組

地域農業の振興にかかる現地の情報や普及指導活動の成果等を積極的にマスメディアやSNS等を活用し、広く県民に情報発信する。

第6 その他協同農業普及事業の実施に関する事項

1 関係機関が行う農業教育への協力

農業に対する県民の理解促進及び担い手の確保に向け、行政や教育機関、農業団体等が実施する農業教育活動に対し、情報提供等を行い協力する。

2 普及指導員等OB職員の活用

普及指導機関への再任用を含めて地域農業のリーダーとして活躍する普及指導員等のOB職員は、若手普及指導員の育成等、普及指導活動を補完する観点からも積極的かつ計画的に連携・活用するよう努める。

3 国との連携

地域の普及指導計画と連動し、地域農業の生産面・流通面の革新を行う活動等を重点プロジェクト計画とし、その実施状況や成果については、普及指導活動をより一層高度化する観点や協同農業普及事業に関する情報発信を強化する観点から国と連携し、国が行う調査等に協力する。

